

事業所の新設等に伴い市民を雇用する事業者を応援します！

日光市雇用創出奨励金

1 交付対象事業者

- ・市内への事業所の新設、増設及び移転に伴い、従業員の新規雇用や増員等をする事業者
※敷地面積 3,000 m²または建築面積 2,000 m²以上の新設等または拡張する床面積が 2,000 m²以上の増設に限る。
- ・市税及び公共料金を完納している者

2 対象業種

製造業、運輸業、卸売業、小売業、情報通信業

3 認定申請及び交付申請の要件

【認定申請時の要件】

- ・事業所の新設等を行い、事業の開始日の前 6 か月から事業の開始日の後 1 年を経過した日までの期間内に、以下のとおり、「新規雇用従業員」「転属従業員」「転換従業員（雇用形態の転換）」のいずれかの雇用または増員をしていること

新設の場合	増設・移転の場合
5人以上の雇用	1人以上の増員

※「新規雇用従業員」「転属従業員」「転換従業員」は、雇用の形態が『正規雇用従業員』または『無期雇用従業員』であることが要件となります。

【交付申請時の要件】

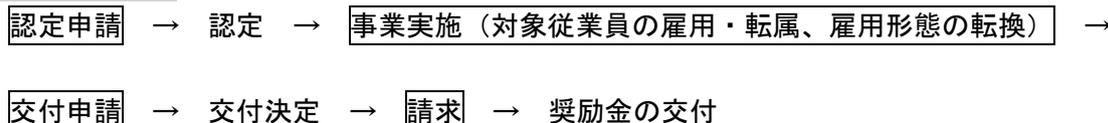
- ・【認定申請時の要件】にて雇用・増員した従業員のうち、雇用、転属又は転換をした日から 6 か月以上継続して雇用され、かつ、交付申請の日において市内に住所を有していること

4 奨励金の額

- ・【交付申請時の要件】を満たす従業員の数に応じて下記の表の通り奨励金の額を算出します。
限度額 1,000 万円

	雇用形態	補助額（1人当たり）
新規雇用従業員 (転属従業員)	正規雇用従業員	20万円
	無期雇用従業員	10万円
転換従業員	無期雇用から正規雇用へ転換された従業員	10万円
	有期雇用から正規雇用へ転換された従業員	10万円
	有期雇用から無期雇用へ転換された従業員	5万円

5 手続きの流れ



※ 囲み文字部分が申請者の行為。必ず対象従業員の雇用開始前にご相談ください。

6 認定申請に必要な書類

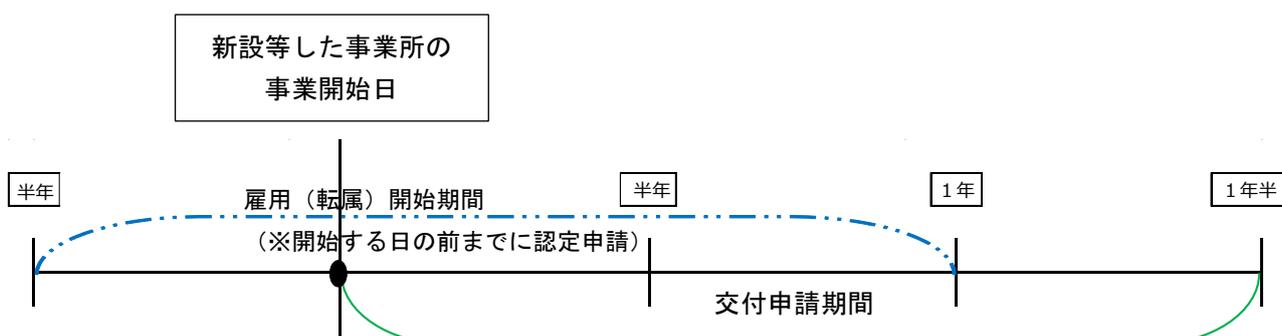
対象労働者の雇用、転属または雇用形態の転換をしようとする日の前までに申請してください。
(申請は1回、認定申請後に変更が生じた場合は変更認定申請を提出してください。)

- 1) 事業計画認定申請書(様式第1号)
- 2) 事業概要調書(別記)
- 3) 法人の定款又はこれに類するもの
- 4) 土地及び建物の配置図並びに平面図
- 5) 対象事業所を建設等したことを証する書類

7 交付申請に必要な書類

対象労働者の雇用が6ヶ月を経過した日以降に申請してください。なお、申請可能期間は事業を開始した日から1年6か月以内です。(申請は2回まで可。ただし、一年度につき1回。)

- 1) 交付申請書(様式第5号)
- 2) 雇用実績書
- 3) 対象労働者の名簿
- 4) 対象労働者に賃金を支払ったことを証する書類
- 5) 対象労働者の雇用形態及び雇用保険への加入を証する書類
- 6) 対象労働者の住民票の写し又は住民基本台帳閲覧同意書(別記2)
- 7) 市税及び公共料金の納付状況に関する調査の同意書(別記3)



- ・事業開始前6か月から事業開始後1年の間に雇用(転属)され、6か月以上継続雇用
- ・事業開始後1年6か月までに交付申請(申請は2回まで可。一年度1回。)

※交付対象労働者を雇用、転属、転換する前に認定申請の手続きを行ってください。

※申請書類の書き方等で不明な点は、下記問合先にご連絡ください。

【問合先】
日光市 観光経済部
商工課 工業係
TEL : 0288-21-5136
FAX : 0288-21-5121